

建築基準法第43条第2項第1号による認定申請要領

1 連絡先

〒520-8575 大津市御陵町3-1 大津市建築指導課 指導係

Tel 077-528-2774 Fax 077-523-1505

2 認定申請書作成注意事項

申請部数は正副2部とし、A4サイズの紙ファイルに綴じること。

3 認定申請書添付図書

(1) 申請用紙

建築基準法施行規則別記様式第48号様式(第10条の4の2関係)を使用すること。

(2) 委任状

(3) 理由書

認定を必要とする理由、通路の状況、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないとする理由をそれぞれ具体的に記載すること。

(4) 承諾書

建築基準法第43条第2項第1号に規定する通路(以下「通路」という。)の所有者、管理者等の通行及び建築に関する承諾を得ること。承諾書には申請地の地名地番を記載し、承諾者の押印をすること。

※ 省令第10条の3第1項第1号に該当し、国、県、市が管理する通路の承諾書は不要である。

(5) 公図

敷地部分を緑、通路をすべてピンクで着色すること。

(6) 地積測量図

敷地部分を緑、通路部分をピンクで着色すること。

(7) 登記事項証明書土地、建物

申請日の3ヶ月以内のものとする。

(8) 権利者一覧表

若い地番から順番に地名、地番、地目、地積、所有者及びその土地に関して権利を有するものの住所と氏名を記入し、敷地部分と通路の部分に明記して作成すること。

(9) 位置図

大津市市域図1/2500(都市計画課にて販売)を使用する。方位を記入し、「申請地」を明記すること。また、雨水等の排水経路を水色(矢印)で明記すること。

(10) 現況図

縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における現況の擁壁及び井戸の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地に接する通路の位置及び幅員、接続長さを記入し、北を上にして作成すること。

(11) 周辺道路配置状況図

通路が通じる建築基準法上の道路の位置及び幅員、種別等を記入すること。

(12) 配置図

縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び尿尿浄化槽又は合併浄化槽の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地に接する通路の位置及び幅員、通路への接続長さを記入し、又建築基準法上の規定を記入すること。現況図に記入してもよい。

(13) 平面図

縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び開口部等を記入し、又建築基準法上の規定を記入すること。面積算定根拠を記入すること。

(14) 立面図

縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を記入し、又建築基準法上の規定を記入し、2面以上作成すること。

(15) 断面図

縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに高さ及び建築物の高さを記入し、又建築基準法上の規定を記入し、2面以上作成すること。

(16) 排水計画図

汚水、雑排水及び雨水の排水方法(経路)を記入すること。縮尺、方位を記入し北を上にして作成すること。配置図に記入してもよい。

(17) 省令第10条の3第1項第2号に該当する通路の平面図

通路の幅員、延長、隅切り又は転回広場の位置及び大きさ、排水施設の位置、通路の各部分の高さ、縦断勾配、舗装の内容等必要事項を記入すること。

(18) 省令第10条の3第1項第2号に該当する通路の管理者の承諾書

政令第144条の4第1項に規定する基準に適合するよう管理する旨が記入されていること。

(19) その他

現地の状況等により、他の資料が必要な場合があるので担当者と協議すること。

手続きについて

1. 事前相談

- ・ 事前相談書、現況写真及び上記 (2)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10) の書類を一部提出すること。

2. 事前協議

- ・ 事前相談の結果により、事前協議申請書正副 2 部を提出し、事前協議を行うこと。
- ・ 申請書は、施行規則別記様式を使用し「事前協議書」と付記すること。
- ・ 事前協議申請書には大津建築基準法等施行細則で定める書類を添付すること（証明書等は写しで可）。なお、承諾書は取得見込みである旨の文書の添付でよい。
- ・ 事前協議書提出後関係課と協議を行い、協議結果を報告すること（関係課協議用書類、協議先は別途指示する）。
- ・ すべての協議の終了を確認したときは事前協議終了通知書を交付する。
- ・ 認定に係る道を再整備する場合は、事前協議終了通知書交付後に着工し、工事が完了したときは、建築指導課の確認を受けること。

※ 関係課との協議結果報告書作成注意事項

- ① （様式イ）に必要事項を記入し、（様式ウ）の指摘事項欄に交付した各課（建築指導課以外）の指摘事項を記載する。
- ② （様式イ）と（様式ウ）を各課ごとに 2 部作成し、指摘事項に対する回答を措置事項欄に記載する。作成した（様式イ）と（様式ウ）を綴じて 2 部各課に提出し、その内の一部を各課長の捺印を確認して交付を受ける。
- ③ 捺印のある各課要件に対する協議書の写しをそれぞれとり、（様式ア）を表紙として全課分を綴じ、建築指導課に原本と写しを提出する。

3. 本申請

- ・ 事前協議終了後（道の再整備を伴う場合は完了確認後）、本申請書を正副 2 部提出すること。
- ・ 手数料 32,000 円を納付すること。